

京都大学医学研究科附属動物実験施設利用内規

(目的)

第1条 京都大学医学研究科附属動物実験施設の円滑な運営並びに利用に関する必要事項は、別に定めるもののほか、この利用内規（以下「内規」という。）によるものとする。

(利用者の範囲)

第2条 施設を利用できる者の範囲は次のとおりとする。

- 一 医学研究科・医学部（基礎・臨床・人間健康科学）において研究に従事する者
- 二 医学研究科における大学院学生
- 三 前号以外の者で施設長がその必要を認めて許可した者

(管理主任)

第3条 施設に次の管理部門を設け、それぞれに管理主任を置く。

- 一 中動物実験管理部門
- 二 洗浄・消毒管理部門
- 三 小動物管理部門
- 四 系統・繁殖管理部門
- 五 その他、施設長が必要と認める部門

2. 管理主任は施設長が任命する。

3. 管理主任は施設長の命を受けて当該部門の管理運営を担当する。

(利用の申込)

第4条 施設の利用を希望する者は、別に定める利用申込書に所要事項を記載の上、当該所属の長及び運営委員の認め印を受けて、施設長に願いでるものとする。

2. 施設長は前項の利用申込書の内容を審査のうえ許可するものとする。

3. 施設の利用者は所定の講習を受けるものとする。

(施設の利用)

第5条 施設の利用者は管理主任の指示に従うとともに、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- 一 施設の秩序並びに清潔の保持に努めること。
- 二 施設でラジオアイソトープによる実験並びに公害源となるおそれのある実験等をおこなわないこと。
- 三 感染動物実験は所定の場所で行うこと。
- 四 施設の利用は別に定める時間とし、時間外利用を必要とするときは、施設長の許可をうること。
- 五 施設内では所定の着衣をつけなければならない。

(動物の搬入等)

第6条 施設で利用する動物の搬入は次の各号に定めるところによる。

- 一 各動物の購入は、原則として施設において一括発注し、かつ検疫を終了したものとする。
- 二 純系動物飼育室から供給を受けたもの。
- 三 ただしイヌ、ネコの購入はこの限りではないが、検疫を終了したものとする。

2. 施設外に搬出した動物の再搬入は、施設長の許可を得るものとする。

(機械器具の搬入等)

第7条 施設で使用する機械器具の搬入並びに取扱いについては次の各号に定めるところによる。

- 一 他の実験に迷惑を及ぼすおそれのある機械器具の搬入は施設長の許可を得るものとする。
- 二 施設に常備されている機械器具の取扱いは慎重を期し、施設長の許可なく移動させてはならない。
- 三 施設の備品に故障又は毀損等が生じたときは、直ちに管理主任を通じ施設長に届出るものとする。ただし、毀損等が利用者の責に帰すべきものについては施設長は弁償を命ずることがある。

(動物の飼料)

第8条 動物の飼料は次の各号に定めるものとする。

- 一 動物の飼料は原則として施設において一括購入する。
- 二 ネコ、サル及び特別の実験目的に供するものはこの限りではない。

(実験室、手術室及びレントゲン室等の利用)

第9条 実験室、手術室及びレントゲン室等の利用は申込制とし、施設長が調整する。

(屍体及び廃棄物等)

第10条 動物の屍体及び廃棄物等の処理は次の各号に定めるところによる。

- 一 実験を終え、又は飼育中に死亡した動物の屍体及び廃棄物等は原則として焼却処分にする。
- 二 動物の屍体は、あらかじめ要望があれば48時間に限って冷蔵保存する事ができる。
- 三 死因不明又は伝染病の疑いのある動物を発見したときは、直ちに管理主任を通じ施設長に届出なければならない。

(飼育管理)

第11条 動物の飼育管理は次の各号に定めるところによる。

- 一 動物の飼育管理は原則として利用者が行うものとする。
- 二 飼育に関する管理方法は別に定めるものとする。
- 三 飼育室、実験室及び手術室の清掃は原則として利用者が行うものとする。

(保安)

第12条 施設の安全を強化するため、各室に利用責任者を置く。

2. 利用責任者は利用する室の利用者から選出する。
3. 利用責任者は管理主任を補佐し、電気・水道・ガス等整備に関し常に留意するとともに火気の使用については十分に配慮しなければならない。
4. 利用責任者は不測の事故等が発生した場合は、直ちに管理主任を通じ施設長に通報するとともに、適切な措置を講ずるものとする。

(経費)

第13条 施設の利用に係る経費は、別に定めるところにより、利用者が負担する。

(通達)

第14条 施設長は施設の利用に関し必要な事項を各研究領域の長及び運営委員に通知するとともに所定の公用掲示板に掲示するものとする。

(罰則)

第15条 施設長は施設の利用者がこの内規又はその他の細則等を遵守しない場合は施設の利用を禁止する事がある。

(細部規程)

第16条 この内規の実施に伴う必要事項は、その都度小委員会の定めるところによる。

(内規の改廃)

第17条 この内規の改廃は運営委員会の議を経て定めるものとする。

附 則

この内規は昭和49年12月18日から施行する。

附 則

この内規は、平成7年9月25日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成8年6月12日から施行し、平成8年6月12日から適用する。

附 則

この内規は、平成10年4月9日から施行する。

附 則

この内規は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成19年3月8日から施行する。

附 則

この内規は、平成24年6月26日から施行し、平成24年4月1日から適用する。